紅
前掲の各品種確實
現物の持合せも有之候間多少に不拘
京都市室町
株式會社 伊藤

●六百七十餘名の警官

愈よ八幡引揚げ

然し勞友會では尚初志を貫徹するの覺悟なりと云ふ

警察部長會見顚末

[illegible]次の製鐵所事件で當の敵役である勞友會の鼻息は復業後も依然として荒い何しろ友愛會がその黒幕となつて操つてゐるから[illegible]たものだと十一日午後から[illegible]を引揚ることにさせた[illegible]部長は持ち前の豪傑笑ひ[illegible]へやら八幡署で十日午後四時から其方の意見次第で今後の方針として警察の措置を決しなければならぬと友愛會神戸支部主任木村錠吉九州支部の藤岡文六勞友會の相原澄藏等を召喚して[illegible]を吐かせようとして

▲有耶無耶に終つた

[illegible]未を記者に語つて曰く「彼等[illegible]官に會見したのは回答が不[illegible]ならといふ口實だが其[illegible]の憲兵警官が製鐵所内で[illegible]を以て威嚇したとい[illegible]に對し大分腹を立てゝゐ[illegible]い殊に勞友會員が彼告さ[illegible]されたが[illegible]障つて其[illegible]せに長官に打突かつたも[illegible]友愛會が八幡支部とし[illegible]に對し勞働主義を何れ[illegible]行するかといふことも[illegible]て見たところ會員から尚引[illegible]方を頼れば協議の上勞[illegible]の初志を貫徹せしめるべく[illegible]する決心だといつて

▲派提携の事實は

[illegible]の返答だつた但し秘密會[illegible]の如きは事實なし是は信ぜ[illegible]ない、治安警察法第十七條は法令の存する限り違反者は[illegible]分するからといつたら、友愛會の木村錠吉が悪法だから改正せよと喰つてかゝつた勞友會が今度の事件で金に困つてゐることは白狀した最後に友愛會と勞友會が一致して五ヶ條の要求を長官に主張することは一先づ停止するかどうかと腹を探つたときに會員から要求ない限りは是で打切る併し素より

▲主義一致の點に就ては將來も歩調を一にする考へだといつて云つた部長は顚末を一わたり話て深い溜息をついた果して友愛勞友兩會が部長の問に對して答たところが眞實であれば幸だが却々兩派の心底は測り難いから部長自身の引揚は頭痛の種である

▲警官隊の引揚げ

憲兵尚警戒

製鐵所の十一日は祝日のため首腦機關を除く外は全部公休十日夜も不穩の狀態は幸にしてなかりしを以て佩劍の絨衣を漸く脱ぐことゝなりたる六百七十名の警官隊は同日午後一時より順次引揚ることゝなりその歸還を命ぜられたる警官隊は總て私服に早變りをなし午前中は念のため市内を警邏したるが一方憲兵は警官隊を先に引揚げしめ尚茲

四五日製鐵所に詰職工の作業を監視警戒を續くることゝなれり又九日朝來幡したる安河内知事は同夕刻歸廳したるが安達檢事正佐藤平田兩豫審判事一色見玉兩檢事齋藤警察部長中山憲兵分隊長等は八幡署に引續き駐屯中

▲長官會見

報告演說

友愛勞友會にて

友愛會並に勞友會は十一日午後一時と同七時の二回に亘り春の町勞友會本部及び中央區友愛會九州支部事務所に於て十日午後友愛會神戸支部主任木村錠吉勞友會幹部相原澄藏等と長官の會見顚末に關し報告演說を開催し二ヶ所にて同時刻大ひに機勢を擧ぐることゝなりたるが此の會合の結果は製鐵所及警察側に最も注目視されつゝあり

▲勞友會幹部

上京

代議士を歷訪し大臣に陳情せんと

勞友友愛兩派は十一日午後一時より友愛會事務所及勞友會本部の二ヶ所にて長官と會見の報告演說會を開會したるが會員三百名參集藤岡文六（友愛會九州支部主任）柳田直一（同支部幹事）光吉越心（同上）等の經過報告並びに不誠意なる回答に對して徹底的反對すべしと揚言し福岡より來援の坑夫協會理事川嶋眞次亦應援演說をなし同夕六時より同樣演說會を催したるが一方勞友會幹部淺原鑛三郎工藤勇雄の兩氏は十日上京續いて友愛會神戸支部主任木村錠吉等も十一日續いて上京したるが目的は東京に於て同樣演說會を催したる上福岡縣選出代議士を歷訪し助力を得て更に主務大臣に陳情をなすためなりと

[illegible]に對して、用材及[illegible]の不[illegible]足に對して、百年の計を[illegible]るが、今の木造家を[illegible]にしていつては、[illegible]法位では木材の消費はとても追つくまい、家賃の[illegible]

なしつゝありや 原首相は戰後經濟界の安定を待つて[illegible]の根本整理をなすべしと言はれたるも果して何れの時を以て安定の時となすや、余の所見を以てすれば今日の如き根本整理を斷行すべき好機會ならずやと考ふるものな[illegible]